

各証券取引法違反，商法違反被告事件 平成 17(あ)1716 (最高裁 平成 20 年 07 月 18 日：破棄自判)

【要旨】

決算処理が，商法 3 2 条 2 項にいう「公正ナル会計慣行」に反する違法なものとはいえないとされた事例 (最高裁平成 20 年 07 月 18 日判決)

～ 一部抜粋 ～

(1) 原判決は，前記 3 のとおり，平成 1 0 年 3 月期の決算の当時においては，資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に基本的に従うことが唯一の公正なる会計慣行となっており，改正前の決算経理基準のもとでのいわゆる税法基準による会計処理では公正なる会計慣行に従ったことにはならないというものである。

しかしながら，資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は，金融機関がその判断において的確な資産査定を行うべきことが強調されたこともあって，以下に述べるとおり，大枠の指針を示す定性的なもので，その具体的適用は必ずしも明確となっておらず，取り分け，別途 9 年事務連絡が発出されたことなどからもうかがえるように，いわゆる母体行主義を背景として，一般取引先とは異なる会計処理が認められていた関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては，具体性や定量性に乏しく，実際の資産査定が容易ではないと認められる上，資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が関連ノンバンク等に対する貸出金についてまで同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかったことが認められる。すなわち，記録によれば，

ア改正後の決算経理基準は，前記 2 (10)記載のとおり，回収不能と判定される貸出金等に関する償却ないし引当，最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等に関する必要額の引当，これら以外の貸出金等に関する貸倒実績率に基づき算定した貸倒見込額の引当などについて定めているが，それ自体は具体的かつ定量的な基準とはなっていなかった。

イ資産査定通達についても，定性的かつガイドライン的なものである上，同通達において初めて導入された債務者区分の概念は，例えば「破綻懸念先」の定義において，「(中略)自行(庫・組)としても消極ないし撤退方針としており，今後，経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先をいう」として，母体行主義のもとにおける関連ノンバンク等に対する貸出金についてこれまで採られていた資産査定方法を前提とするような表現が含まれているなど，関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関してまで資産内容の実態を客観的に反映させるという資産査定通達の趣旨を徹底させるものか否かが不明確であった。また，9 年事務連絡は，一般取引先とは異なる関連ノンバンクに対する貸出金についての資産査定の考え方を取りまとめたものであるが，その内容も具体的かつ定量的な基準を示したものとはいえない上，前記追加 Q & A に反映はされていたものの，金融機関一般には公表されていなかった。

ウ 4 号実務指針については，具体的な計算の規定と計算例がないなど，これに基づいた償却・引当額の計算が容易ではなく，また，資産分類(分類 ～ )について触れた規定がなく，債務者

区分、資産分類、引当金算定の関係が必ずしも明確でないなど、結局、定性的な内容を示すにとどまり、資産査定に当たって定量的な償却・引当の基準として機能し得るものとなっていなかった上、銀行の関連ノンバンク等に対する貸出金についてまでその対象とするものであれば、それまでの取扱いからして、明確とされていてしかるべきところの、将来発生が見込まれる支援損（支援に要する費用）につき引当を要するのかが明確にされていないなど（平成11年4月の金融検査マニュアルにおいては、支援に伴い発生が見込まれる損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上することなどが定められるとともに、これを受けて4号実務指針も改正され、上記部分が明確にされた。）、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関してまで4号実務指針の対象とすることを徹底して求めるものか否か必ずしも明らかでなかった。

工加えて、資産査定通達等の目指す決算処理のために必要な措置と考えられていた税効果会計（企業会計上の資産又は負債の金額と課税所得計算上の資産又は負債の金額との間に差がある場合において、当該差違に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させることを目的とする会計処理）が導入されていなかった本件当時においては、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に従って有税による貸出金の償却・引当を実施すると、その償却・引当額につき当期利益が減少し、自己資本比率（B I S比率）の低下に直結して市場の信認を失い、銀行経営が危たいにひんする可能性が多分にあった。

オ以上のようなことから、平成10年3月期の決算に関して、多くの銀行では、少なくとも関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関して、厳格に資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準によるべきものとは認識しておらず、現に長銀以外の同期の各銀行の会計処理の状況をみても、大手行18行のうち14行は、長銀と同様、関連ノンバンク等に対する将来の支援予定額については、引当金を計上しておらず、これを引当金として計上した銀行は4行に過ぎなかった。また、長銀及び株式会社D銀行の2行は要償却・引当額についての自己査定結果と金融監督庁の金融検査結果とのかい離が特に大きかったものの、他の大手行17行に関しても、総額1兆円以上にのぼる償却・引当不足が指摘されていたことなどからすると、当時において、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、その解釈、適用に相当の幅が生じるものであったといわざるを得ない。

(2) このように、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関し、従来のいわゆる税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえず、過渡的な状況にあったといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定を行うことをもって、これが資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということは

できない。

5 そうすると、長銀の本件決算処理は「公正ナル会計慣行」に反する違法なものとはいえないから、本件有価証券報告書の提出及び配当につき、被告人らに対し、虚偽記載有価証券報告書提出罪及び違法配当罪の成立を認めた第1審判決及びこれを是認した原判決は、事実を誤認して法令の解釈適用を誤ったものであって、破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。よって、刑訴法411条1号、3号により原判決及び第1審判決を破棄し、同法413条ただし書、414条、404条、336条により被告人3名に対しいずれも無罪の言渡しをする